

志木市新型コロナウイルス感染症対策 市独自の取組

【市単独事業 総額:6億9,902万円】

■ 市民の生活を支える 2億4,684万円

第1弾	
水道料金の一率減額 9,500万円	5月検針分から全世帯の水道料金基本料を50%減額します(6か月分)
ひとり親家庭等応援金 3,360万円	児童扶養手当について、市独自で子ども1人あたり3万円を、5月と7月にそれぞれ加算して給付します。
(緊急雇用)会計年度任用職員の採用 2,300万円	新型コロナウイルスの影響により内定を取り消された方を、市が会計年度任用職員として採用します。
第2弾	
傷病見舞金の支給(国民健康保険) 300万円	国民健康保険の被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した自営業の方などに、傷病見舞金20万円を支給します。
第3弾	
新生児子育て応援金 7,179万円	国の特別定額給付金の対象にならない、令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれたお子さんの保護者に、お子さん1人あたり10万円を支給します。
第4弾	
ご長寿応援買物券 2,045万円	高齢者の皆さんの生活への影響を緩和するために、75歳以上の後期高齢者に毎年配布している「ご長寿応援買物券事業」の買物券について、2,000円を増額します。

■ 事業者を支える 4億1,950万円

第1弾	
緊急店舗賃借料補助金 1億円	国の持続化給付金の給付決定を受けた事業者のうち、賃貸物件において事業を営む者に対して、その賃借料の1/4を補助します(限度額10万円/月、2か月分)
テイクアウト等事業転換補助金 1,800万円	テイクアウト及び宅配を始めるための費用(広告費、人件費等)について、100% 補助します(限度額10万円)
第2弾	
法人市民税均等割の減免 5,000万円	国の持続化給付金の給付決定を受けた法人のうち、一定の規模以下の法人について、法人市民税の均等割を減免します。
個人事業者に対する支援金の給付 3,000万円	国の持続化給付金の給付決定を受けた個人事業者のうち、法人市民税の申告義務がない方に、法人市民税の減税相当分として5万円の支援金を給付します。

第3弾	
プレミアム付商品券の発行 1億9,050万円	新型コロナウイルスの影響を受けた地域経済の活性化や個人の消費喚起のため、プレミアム付商品券を発行します。
第4弾	
キャッシュレス還元事業 3,100万円	地域経済の活性化や個人の消費喚起を目的に、市内の登録飲食店において、市が指定する民間事業者のQRコード決済を使用して支払った場合にポイントを還元します。
緊急店舗賃借料補助金の対象者を拡大 1億円(再掲)	志木市緊急店舗賃借料補助金の対象者について、これまでの国の持続化給付金が給付される事業者に加え、新たに国家賃支援給付金が給付される事業者を対象とし、拡大を図ります。

■ 感染拡大を防止する 3,268万円

第2弾	
除菌電解水給水機を 全小中学校等に配置 645万円	ドアノブや手すり等の除菌ができる除菌電解水の給水器を市内小中学校と健康増進センターに配置します。
11万5千枚のマスク購入 630万円	3万5千枚を市内小中学校に配備し、8万枚を今後懸念される感染拡大の第2波に備えて備蓄します。
避難所にパーテーション等を導入 1,934万円	避難所での感染拡大を防止するため、避難者同士の間隔を確保し、飛沫感染を防ぐパーテーション1,000台を導入します。
第4弾	
電子申請システムを導入 59万円	「新しい生活様式」に対応し、市民が市役所に行かなくても手続きができる「スマート申請システム」を導入します。これにより、パソコンやスマートフォンからマイナンバーカードを使った本人確認による申請・キャッシュレスによる決済を行うことができ、証明書等については郵送で交付します。 また、市民の申請手続きの軽減を図るため、LINEのトークを活用し、マイナンバーカードによる本人確認が不要な電子申請の実証実験を実施します。